第1337回　高知市教育委員会４月定例会　議事録

１　開催日　　令和８年４月30日（木）

２　教育長開会宣言

３　議事

日程第１	市教委第14号	議席の決定について
日程第２		会議録署名委員の指名について
日程第３	市教委第15号	高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱等について
日程第４	市教委第16号	高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について
日程第５	市教委第17号	高知市教育支援委員会委員の委嘱等について
日程第６	市教委第18号	高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について
日程第７	市教委第19号	高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について
日程第８	市教委第20号	高知市社会教育委員の解任及び任命について

４　出席者

(1)　教育委員会	１番教育長	永　野　隆　史
	２番委員	谷　　智　子
	３番委員	森　田　美　佐
	４番委員	関　　博　之
	５番委員	大　澤　梨　佐
(2)　事務局	教育次長	田　邊　裕　貴
	教育次長	濵　田　　光
	教育政策課長	山　下　隆　文
	人権・こども支援課副参事	大　石　将　之
	図書館・科学館課館長	小　新　貴　士
	図書館・科学館課長	田　村　智　志
	特別支援教育課長	清　水　隆　人
	教育研究所長	越　智　知　恵
	少年補導センター所長	吉　川　佳　余
	少年補導センター副所長	岡　﨑　大　幸
	文化振興課長	森　田　加奈子
	教育政策課副参事	野　町　はる奈
	教育政策課長補佐	田　中　茂　夫
	教育政策課主任	海　和　裕　香
	教育政策課主査	藤　﨑　怜　央

第1337回　高知市教育委員会　４月定例会　議事録

１　令和８年４月30日（木）　午後４時35分～午後５時20分（たかじょう庁舎５階北会議室）

２　議事内容

開会　午後４時35分

永野教育長

ただいまから、第1337回高知市教育委員会４月定例会を開会いたします。

まず初めに、日程第１、市教委第14号「議席の決定について」を議題といたします。

令和８年３月26日付けで西森やよい委員が任期満了で退任され、３月27日付けで大澤梨佐委員が就任されましたので、改めて議席を決定するものといたします。事務局から説明をしてください。

教育政策課長

お配りしております１枚ものの資料で、高知市教育委員会の教育委員の構成と書かれた資料を御覧ください。

ここに旧と新の名簿を載せておりまして、先ほどありましたように、旧の表で３番委員でした西森やよい委員が退任をされました。新の方を御覧いただきまして、森田委員が３番委員、関委員が４番委員、大澤委員が５番委員という構成で考えております。

永野教育長

それでは、本件に関して質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第14号「議席の決定」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――　【異　議　な　し】　――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第14号は原案のとおり決しました。

新たに議席が決定いたしましたので、日程第２「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、今回、谷委員にお願いいたします。

谷委員

はい。

永野教育長

それでは、次の議題に移ります。日程第３、市教委第15号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

人権・こども支援課副参事

市教委第15号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱等について」御説明申し上げます。資料３ページを御覧ください。

趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

高知市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市教育委員会の附属機関として平成26年５月に発足いたしました。

当委員会は、いじめ防止対策や改善策の検討に加え、学校のみでは対応が困難であると教育委員会が判断した重大事案に関する調査、検証、審議等を行います。委員は条例に基づき、学識経験者及び専門性を有する方を関係機関、団体から御推薦いただいております。

今回、関係機関として高知大学、高知弁護士会、高知市医師会、高知県臨床心理士会、高知県警

察本部、教員ＯＢによるシニアネットワークから御推薦いただき、６名を委嘱する予定です。
資料４ページを御覧ください。今回委嘱させていただく委員は、資料の１番から６番までの委員でございます。そのうち３番の福井委員、４番の吉田委員、６番の尾﨑委員が新任となります。
３番の福井委員は、小児科の専門医として御勤務されており、日本小児科学会、日本小児科神経学会等に所属しております。
４番の吉田委員は、高知県臨床心理士会に所属し、医療機関での御勤務のほか、スクールカウンセラーとして豊富な経験と実績を有しております。
６番の尾﨑委員は、元高知市立小学校教諭で、校長や高知市教育研究所所長の御経験がございます。
委員の委嘱期間は、いじめ防止等対策委員会等条例第14条に基づき、令和８年５月１日から令和10年４月30日までとなっております。
以上で御説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

永野教育長

本件に関して質疑を行います。
初めての委員もいらっしゃいますので、この高知市いじめ防止等対策委員会というのは、どういうときに機能するものでしょうか。

人権・こども支援課副参事

先ほど御説明しましたとおり、いじめ防止等対策委員会は、高知市の附属機関として条例に基づき設置されております。
いじめの防止等対策の改善に関する総合的な検討に加え、いじめ重大事案が発生したときには、調査委員会の調査員として調査に当たっていただく機関になっております。

永野教育長

いじめ防止対策推進法という法律ができて、これが附属機関として必ず設置しなければならないということですね。
各現場で起こるいじめ事案がありますが、それの重大事案については、ここで審議をするという機関ということでよろしいですね。

人権・こども支援課副参事

そのとおりでございます。

永野教育長

それでは、よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、本件の質疑を終了し、採決に移ります。
市教委第15号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱等について」原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第15号は原案のとおり決しました。
続きまして、日程第４、市教委第16号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

図書館・科学館課長

資料５ページ、市教委第16号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」御説明いたします。
今回の委嘱は任期満了に伴うもので、資料６ページに名簿を掲載しております。図書館協議会は、図書館法と高知市立市民図書館条例に基づき、館長の諮問に応じて図書館の運営等について御意見をいただく機関として設置しており、委員は条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭

教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験を有する方を、各機関や団体からの御推薦などを踏まえ10名の方を委嘱しています。

また、県と市で共同運営するオーテピア高知図書館を円滑に運営していくために、県が設置する県立図書館協議会委員と同じ方を委嘱し、県市合同で協議会を開催しております。

今回は任期満了に伴う改選で、10名のうち７名の方が再任、３名の方が新任となります。

新任の方の御紹介をいたします。初めに、６番の葛目京子さんは、前任の一宮ふれあいセンター長を務めておられた上村国之さんに代わって委嘱いたします。葛目さんは元高知市職員で、今年４月から高知市民図書館浦戸分館に併設する高知市浦戸ふれあいセンターのセンター長を務めておられます。浦戸小学校など周辺の学校や地域団体との連携を始め、高知市の分館、分室の事例に関する知識を有する方として委員に御就任いただきたいと考えています。

次に、７番の大木由香さんは、前任の横浜校区青少年育成協議会代表推進指導員、西尾敦子さんに代わって委嘱いたします。大木さんは司書、絵本専門士、ＪＰＩＣ読書アドバイザーで、令和６年４月から認定ＮＰＯ法人高知こどもの図書館の館長を務めておられます。児童サービスやレファレンスを担当されており、講師活動を通じて乳幼児から大人まで絵本の魅力を幅広く伝える活動をされる有識者として委員に御就任いただきたいと考えています。

次に、10番の林道夫さんは、前任の高知市身体障害者連合会会長、中屋圭二さんに代わって委嘱いたします。林さんは香南市でマッサージ・鍼治療院を開業されており、一般社団法人高知県鍼灸マッサージ師会や高知県網膜色素変性症協会の会長などを務める傍ら、香南市議会議員を６期務めておられます。オーテピア併設の声と点字の図書館の移転・統合にも積極的に関わっていただいており、今回声と点字の図書館からの御紹介をいただきました。

任期につきましては、令和８年５月１日から令和10年４月30日の２年間となります。

また、名簿番号の２番、３番、６番、７番、８番の委員が女性で、女性委員の割合は50パーセントとなっています。

なお、県においては、去る４月22日に開催されました定例教育委員会において原案のとおり可決されましたことを御報告申し上げます。

永野教育長

御意見がございましたらお願いします。

森田委員

６番の方ですが、地域に詳しいということと、元行政に関わっておられた両方の視点で見ていただけるという意味合いでのセンター長からの選任ということでしょうか。

図書館・科学館課館長

各図書館の分館がございますが、分館、分室とふれあいセンター、コミュニティセンターというのは基本重なっております。

ふれあいセンターの運営をしている団体が市民図書館の分館、分室の運営も受託している状況です。その関係もあり、基本的には分館、分室を運営するふれあいセンター長さんに歴代お願いしてきたという経過があります。

その中でも女性で、かつ地域のことについて、実はこの方は地域防災推進課長も務めておられましたので、地域に入り込んで取組を長年やっていらっしゃった方ということもあります。

そういった経験も踏まえ、なおかつ浦戸の方は非常に南の方の地区で人口減少が激しいところでもありますので、そういった問題についても一緒に議論していきたい、分館、分室の存続について貴重な御意見をいただけるのではないかと期待しております。

永野教育長

オーテピア、こども図書館、点字図書館と、様々な図書館が複合的にあることへの人選ということですね。

それでは、ほかに御意見はございませんか。採決に移ります。

市教委第16号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第16号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第５、市教委第17号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

特別支援教育課長

資料７ページ、日程第５、市教委第17号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」御説明いたします。

本議案の趣旨は、任期中の委員の人事異動に伴い、委員の交代をするものでございます。

本市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する支援の在り方を検討するため、高知市教育支援委員会条例によって、高知市教育支援委員会を設置しております。

委員は同条例の第３条に基づき、学識経験者や医師、特別支援教育関係の教職員などから14名に委嘱等をしております。

８ページの上段を御覧ください。この春の人事異動等により、石山、大塚、清水、濱口、前田の各委員から辞退の申出がありますとともに、各委員から８ページ下段の５名を推薦していただきました。

石山委員の後任に、高知大学教授の西村健一さん、大塚委員の後任に、高知市立潮江小学校長の藤原祐三さん、清水委員の後任に、高知市立高知特別支援学校長の萩森司さん、濱口委員の後任に、高知県立高知若草特別支援学校長の板橋潤子さん、前田委員の後任に、高知県立高知江ノ口特別支援学校教諭の中越江美さんの５名でございます。

資料９ページには、委員変更後の名簿を記載しております。

新しい委員の委嘱期間は、同条例第４条により前任者の残任期間となっており、具体的には辞令交付の日から令和９年４月30日までとなっております。

なお、変更後の女性委員は７名で、全体に占める割合は50パーセントです。

永野教育長

支援委員会というのは、どういう役割を担うものでしょうか。

特別支援教育課長

一番大きな役割は、特別支援教育課が教育相談を受けましたお子さんについて、就学の場、どの学校で学んでいただくのが適切かという意見を審議いただくものです。

そのほか、教育相談によりお子さんへの特別な教育的支援の在り方についての専門的な御意見をいただき、合理的配慮の提供という社会的に大きなトピックについて、専門的な立場からの御意見をいただくものです。

永野教育長

やはり、学期末が一番お忙しいのでしょうか。

特別支援教育課長

教育支援委員会の委員の皆様に御苦労いただくのは、８月、10月、１月に教育相談等を受理しているお子さんについて情報を出し、そこで御意見をいただく会議の辺りが一番お働きいただくことになります。

そのほか随時、年３回の審議会では対象人数が非常に多くなりますので、そこで処理ができなかった方については持ち回り等で御意見をいただくことになっております。

永野教育長

人数的には、どれくらいでしょうか。

特別支援教育課長

小学校に入る前のお子さんが200から250名、中学校に入る段階のお子さんが150名くらい、その間の学年の方からの相談もありますので、合計しますと１年間の間に300ないし400名程度の御審議をいただいております。非常に膨大なボリュームとなっております。

森田委員

前年度の名簿を拝見しても、校長先生や教授がいらっしゃって、必ずしも校長先生や教頭先生でなくても教諭という先生でお入りいただいて、実際に運営されているということですね。

特別支援教育課長

職名を固定しているわけではなく、例えば教諭の方で入っていただいている中越さんにつきましては、江ノ口特別支援学校の方で教育相談を担当しておられます。

つまり、その学校で、病弱の特別支援学校ですけれども、病弱に関係するお子さんについての非常に知見をお持ちであるというところです。

永野教育長

今年の新入生は何人ですか。

田邊教育次長

1,900名強です。

関委員

そのうちの300人くらいは、新入生のお子さんの相談を受けているということですね。

特別支援教育課長

はい、人数は毎年増加の傾向にございます。その背景には、自閉スペクトラム症のお子さんが診断を受けたりされる方が年々増えております。特別支援学級という教育の場を選ばれる方もいらっしゃり、増加傾向にあります。

関委員

そうなると、この14名の方たちの負担がどんどん増えていくということですね。

特別支援教育課長

単純計算をすると１人当たりの受持ち件数は増えていくことになります。

今後、福祉・保健分野の５歳児健診といったものも話題に上っているところですので、そういったところとの連携をどう果たしていくのかということも含め、相談をお受けした以上は、充実した学校生活を送っていただくための支援に努めてまいりたいと考えております。

永野教育長

それでは、採決に移ります。

市教委第17号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、教委第17号は、原案のとおり決しました。

続きまして日程第６、市教委第18号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

教育研究所長

資料10ページ、日程第６、市教委第18号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」御説明いたします。

本議案の趣旨は委員の任期満了に伴うものです。本市では、附属機関として高知市教育研究所条例第５条に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置し、本市の教育振興のため教育研究所の運営等に関わり、御意見をいただいているところでございます。

委員は同条例に基づき12名以内とされています。11ページが今回委嘱をいたします12名の委員の一覧です。

新たに委嘱いたします委員について、簡単に御説明いたします。

まず３番、福住紀明委員は、高知大学教育学部准教授として発達心理学を専門に、児童生徒のソーシャルスキルの発揮や指導に関する心理学的研究をされています。本市の喫緊の教育課題であります不登校対応に関わり、専門的なお立場から御意見をいただけるものと考えております。

次に９番、名倉亜季委員は教頭会を代表して御推薦いただいており、学校現場の管理職の立場から貴重な御意見をいただけるものと考えております。

次に10番、白井佳枝委員は主幹教諭として学校現場の立場から御意見をいただくため推薦していただいているものです。

新しい委員の委嘱期間は、条例に基づき１年となっております。ほかの９名の委員は、それぞれの立場から継続的に教育研究所の運営に御助言いただくため、昨年に引き続きの推薦となっております。

なお、女性委員は６名、割合は50パーセントです。

永野教育長

教育研究所のミッションは、大きく分けて教員研修と教育相談ということでよろしいですか。

その運営についての審議をするということですね。

教育研究所長

はい。

森田委員

学識経験者ということで、３人の先生がいらっしゃいますが、１番、３番、６番それぞれの先生は、どのような役割がありますでしょうか。

教育研究所長

１番の岡谷先生につきましては、大学の教育学部の教授であられますが、全体的に教育学の研究も含めたお立場ということで御意見をいただければと思っております。

３番の福住先生につきましては、不登校に関わる発達心理の専門というところから専門的な心理学的視点で御意見をいただけるものと考えております。

また６番の西梅先生は、福祉の部分、スクールソーシャルワーク等、そういった形での専門的なお立場から御意見をいただければと考えております。

永野教育長

ほかに質疑はありませんか。それでは、採決に移ります。

市教委第18号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第18号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第７、市教委第19号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

少年補導センター副所長

資料12ページ、13ページを御覧ください。

市教委第19号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」でございます。

趣旨は委員の任期満了に伴うものです。高知市少年補導センター設置条例第５条第１項に基づき、補導センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるほか、教育委員会に対して意見を述べる機関として、高知市少年補導センター運営委員会を置くと規定されています。

また、同条第２項では、運営委員会は教育委員会が委嘱する委員24名以内で組織すると規定されています。本議案は、この規定に基づき令和８年度の運営委員会委員の委嘱等に関して御審議いただくものでございます。

当センターの運営委員会委員につきましては、教育、青少年の健全育成に関わる関係機関、団体等から推薦をいただき、委員を委嘱させていただいております。

人数としましては、今年度も昨年度と同数の22名の委嘱を予定しております。

今回委嘱を予定しております委員につきましては、資料13ページの表のとおりでございます。

その内訳としましては、保護者代表２名、小・中・県立・私立学校の校長の代表者４名、教育行政１名、高知県警察本部を始め警察関係が４名、県子ども家庭課、児童相談所など福祉関係で４名、公共職業安定所で１名、補導員３名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所がそれぞれ１名となっています。

今年度は機関団体での役職交代があり、11名の方が新任委嘱となります。いずれの方も長く少年あるいは少年問題などと関わってこられた経験をお持ちの方ばかりでございます。

名簿にございます22名の委員の皆様は、例えば保護者の立場、あるいは学校の立場、警察の立場、また福祉の立場といったように様々な角度から少年の非行防止と健全育成の支援で、当センターの運営に関して貴重な意見をいただけるものと考えております。

最近では、補導に至らないまでも、高知市内各地でマナーや態度が原因と思われる少年たちによる迷惑行為、あるいはバイクでの暴走・集団走行が数多く寄せられています。当センターといたしましても、その都度対応しておりますけれども、いたちごっこのような状況となっています。

その都度、関係者や関係機関と連携し、少年たちに対して指導や声掛けをしておりますが、対応に苦慮しているのも現状でございます。こうした補導以外での少年への対応や相談等につきましても、情報連携という視点だけでなく行動連携が非常に重要となってまいります。

そうした意味からも、密な連携を取っていただける機関の方ばかりと考えております。

なお、委員の委嘱期間は、条例に基づき委嘱の日から令和９年３月31日までとなっております。委嘱開始日は令和８年５月28日より予定しております。

永野教育長

本件に関して質疑を行います。

谷委員

男女比は、どのような割合になっていますか。

少年補導センター副所長

昨年度22名中３名であったものが、今年度22名中６名と女性委員が増加しております。割合で申しますと、昨年度13.6パーセントが今年度27.3パーセントとなっています。

谷委員

少年補導センターの運営委員は、女性がなかなか難しい面があって、前回から比べたら倍になって、非常に躍進されているなと思いました。

少年を育成する育成センター的な役割も考えるとすれば、やはり女性が委嘱されるということもすごく重要なことだと思うので、一層努力していただけたらと思います。

少年補導センター所長

今年度は３名から６名ということで、校長会代表の方にも入っていただくということで、割合を増やしております。

問題行動が性別を問わず出てきているのも事実でありますので、その点でも今後、一層育成という意味では力を入れてまいりたいと考えております。

永野教育長

近年は予防の観点も重要だということで、特にＳＮＳ上の予防というのは、出張・出前講義なども増えていると聞いております。そういった面の運営のお話合いも進められることと思います。

ほかに質疑はありませんか。それでは、採決に移ります。

市教委第19号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第19号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第８、市教委第20号「高知市社会教育委員の解任及び任命について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

文化振興課長

資料14ページ、日程第８、市教委第20号「高知市社会教育委員の解任及び任命について」御説明いたします。

本趣旨ですが、任期中の委員の人事異動に伴い、委員の交代をするものとなっています。

本市では、社会教育法第15条第１項、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができるとの規定により、社会教育委員を設置しております。また同条第２項で、社会教育委員は教育委員会が委嘱すると規定されています。

本市の社会教育委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者等から構成されており、任期は２年間となっています。

今回人事異動に伴い、２名の委員の方から辞退の申出がありましたことから、残任期間であります令和９年７月６日までの後任委員の任命についてお諮りをするものとなります。

資料15ページを御覧ください。今回解任となります社会教育委員と、新たに任命を予定しております後任の方の名簿でございます。

後任の方は、大津中学校の中井昭秀校長、そしてはりまや橋小学校の松井成一校長で、いずれも令和８年度社会教育委員として校長会から御推薦のあった方となります。

社会教育委員の会議は、規則により定例会を年１回開催することとなっており、例年、年２回を開催しております。本市の社会教育関係事業の取組状況を御報告し、各委員の皆様からそれぞれの立場から御意見をいただくこととなります。

次に16ページを御覧ください。こちらにありますのが社会教育委員の全体の名簿となっています。

今回予定しております委員の交代では、男女比率に変わりはなく、全委員における女性の比率は30パーセントとなっております。引き続き高知市が目標に掲げる女性委員の比率向上に努めてまいりたいと考えます。

説明は以上となります。余談となりますが、昨年度の当会議において、よさこい高知文化祭2026につきまして御意見をいただいたところです。

社会教育委員の会議の中でも、子供たちに是非参加をしていただきたいという御意見をいただいております。現在、当課の方で準備を進めているところでございますが、今回参考に大会のパンフレット等を配布させていただきました。またお時間のあるときに御覧いただけますと幸いでございます。

永野教育長

本件に関して質疑を行います。

谷委員

社会教育委員というのは、学校教育から言うと地域とのつながりとか、そういうものを重視していかなければならないということなので、そういう視点からも御意見を言える方がたくさん入ればいいなと思っています。

女性の比率が低いということですが、少年補導センター以上に頑張れるのではないかと思います。今後、地域教育、地域ぐるみ教育の学校とのつながりということから考えて、色々な視点の入った

人をどんどん入れていくというようなことを考えていっていただけたらありがたいなと思います。

文化振興課長

委員からも社会教育士を入れたらどうかという御意見もいただいております。それも含めまして、８番の北川さんは社会教育士の資格もお持ちの方でして、改めて今回入っていただきたいということでお話をさせてもらって、地域教育の視点で御意見等もいただいております。

今後もそういった視点も考えていきたいと思っております。

谷委員

是非進めていただけたらなと思います。よさこい高知文化祭2026は10月から12月までですが、高知市も実行委員会ですよね。文化振興課の役割はどういったことになりますか。

文化振興課長

高知市実行委員会の事務局を担っております。高知県の実行委員会もありますが、高知市の中にも実行委員会として推進しておりますので、民間団体と個別の事業の掘り起こしなどを行っております。

永野教育長

私たちも責任があり、委員に入っております。当然、高知市の文化祭ですので、高知市が大部分の事業を引き受けています。

子供たちへの触れる機会を増やしてもらいたいという御要望は頂戴しております。校長会等でも紹介しながらやっていますし、学校単位で言うと、例えば土佐山地区の土佐山学舎での催しをそのまま行事に乗せていただくといったことなどでもお願いしております。

なお一層、本番に向けて取り組んでいきたいと思います。

それでは、ほかに御意見もないようですので質疑を終了いたします。採決に移ります。

市教委第20号「高知市社会教育委員の解任及び任命について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第20号は原案のとおり決しました。

以上で本日の議事日程全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会　午後５時20分

署　名

教育長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿